

# 水道料金改定（案）に関する意見募集

阿賀町では「水道料金改定（案）」へのパブリックコメント（意見募集）を実施しますので、ご意見・ご提案をお寄せください。

## 1 意見の募集期間

---

平成30年8月1日（水）～8月31日（金）

## 2 意見を提出できる人

---

- (1) 阿賀町に住所を有する人
- (2) 阿賀町に事務所または事業所を有する個人および法人その他団体
- (3) 本件の実施に関し利害関係を有する人

## 3 意見の提出方法

---

意見を記載する様式はホームページからダウンロードできるほか、閲覧場所にも用紙が備え付けてあります。

氏名（企業名、団体名、代表者名）、住所（所在地）、電話番号、意見を記入し、次のいずれかの方法により提出して下さい。

- (1) 持 参 阿賀町役場2階 建設課または1階受付、鹿瀬支所、上川支所及び三川支所
- (2) 郵 送 〒959-4495  
新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地  
阿賀町役場 建設課（上下水道係）
- (3) ファクス ファクス 0254-92-5479
- (4) 電子メール E-mail : kensetsu@town.aga.lg.jp

## 4 資料及び閲覧方法

---

- (1) 資料は「阿賀町ホームページ」や「阿賀町情報ネットワーク（TV電話）」のほか、阿賀町役場2階建設課、鹿瀬支所、上川支所及び三川支所で閲覧することができます。一般家庭には「改定内容について」を8月上旬の配布を予定しています。
- (2) 閲覧時間は午前8時30分～午後5時00分（毎日）  
（鹿瀬支所、上川支所及び三川支所は閉庁日の閲覧ができません）

## 5 意見の取扱について

---

提出された意見の内容については、最終案を決定する際に考慮させていただきます。この意見については住所、氏名などを除いて「阿賀町ホームページ」や「阿賀町情報ネットワーク（TV電話）」などで公表します。

これらの個人情報、厳正に管理し、他の目的に使用することはありません。また、提出された意見書は、返却できませんので、ご了承ください。

## 6 料金等改定の趣旨及び目的

---

水道料金は、合併以降も旧4町村の料金体系をそのまま引き継いでいたため、地区間で料金が異なっている状況でした。

平成29年6月請求分(5月使用分)からは、料金改定を行い新たな水道料金体系で料金をいただいています。

しかし、口径30mm以下の基本水量と基本料金は統一されたものの、口径40mm以上と超過料金については、いまだ統一されていなく地区間で異なっています。

人口減少により料金収入が今後も減少すると見込まれ、また、水道料金は原価を下回っている状況で事業の運営が難しくなっています。

このような状況を解決するため、水道料金を段階的に統一するとともに水道事業経営の健全化を図る上で料金の改定をお願いするものです。

## 7 原案作成の経緯

---

平成30年3月19日付けで、阿賀町水道事業運営協議会、阿賀町簡易水道事業運営協議会に水道料金改定について諮問いたしました。

平成30年6月27日付けで両協議会の答申を頂き、答申に基づき改定案を作成しました。